

# やめよう!! 野外焼却

野外焼却 ▶ 適正な焼却設備を使わずにごみを焼くこと

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、平成13年4月1日から一部の例外を除き廃棄物の焼却を行うことが禁止されました。



廃タイヤ・廃材等の焼却



ドラム缶等を使用した焼却



投入口等から  
炎・煙が出る焼却

野外焼却は、煙・悪臭による周囲の迷惑や、ダイオキシン類等の有害物質の発生原因になります。一般家庭からのごみ処理については、市が定める基準に従ったごみの分別や排出を行い、美しい環境が保全されるよう、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 例外

例外となる廃棄物の焼却としてはたき火、キャンプファイヤー、どんど焼きなどが考えられますが、地域からの苦情発生など周辺の生活環境に悪影響を及ぼす場合は、改善命令、措置命令等の行政処分や行政指導の対象となることがあります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

なお、野外焼却を行った者には、**5年以下の懲役**もしくは**1,000万円以下の罰金**が科せられます。

お問い合わせ先

秋田市環境部 廃棄物対策課  
TEL.866-2076 FAX.863-6700

**2100**  
この印刷物は古紙配合率100%の  
再生紙を使用しています。